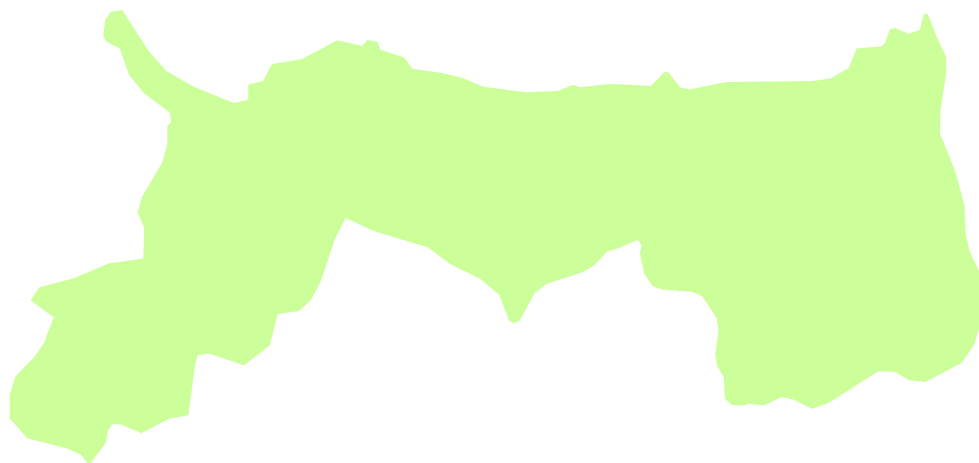

企業版ふるさと納税について

～地方創生応援税制の創設～



鳥 取 県

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

鳥取県を応援してください！！

自治体の地方創生事業へ寄附をした企業に対する税の優遇措置が令和2年度からさらに拡大予定！

⇒税負担の軽減効果が通常の**3倍に！**（寄附額の約3割→約9割）

企業の皆様の意向を踏まえた地方創生事業をご用意しています

（注）企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外です



【税額控除割合の引上げ(イメージ)】



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減

【お問い合わせ先】

鳥取県総務部行財政改革局
資産活用推進課
TEL 0857-26-7612
FAX 0857-26-7616
E-mail:
shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp

○企業による地方を応援する仕組み

地方を応援！

地方創生を応援する税制（「企業版ふるさと納税」）が平成 28 年度に創設されました。

地方創生に取り組む地方公共団体のプロジェクト（事業）を応援する制度の創設です。

この制度を活用して鳥取県の地方創生のプロジェクト（事業）を応援してください。

○「地方を応援したい」、「地方創生に寄与したい」

志のある企業による地方創生を応援する税制の創設

⇒ 地方公共団体による地方創生のプロジェクト（事業）に対して寄附をした企業に、税額控除の措置を新設！

⇒ 個人による「ふるさと納税」の制度に加えて、新たに企業の寄附による「企業版ふるさと納税」の創設です。

○税制改正の概要（地方税法、租税特別措置法の改正）

現行の寄附金の損金算入措置（寄附額の約 30%）に加え、法人事業税、法人住民税及び法人税から税額控除されます。

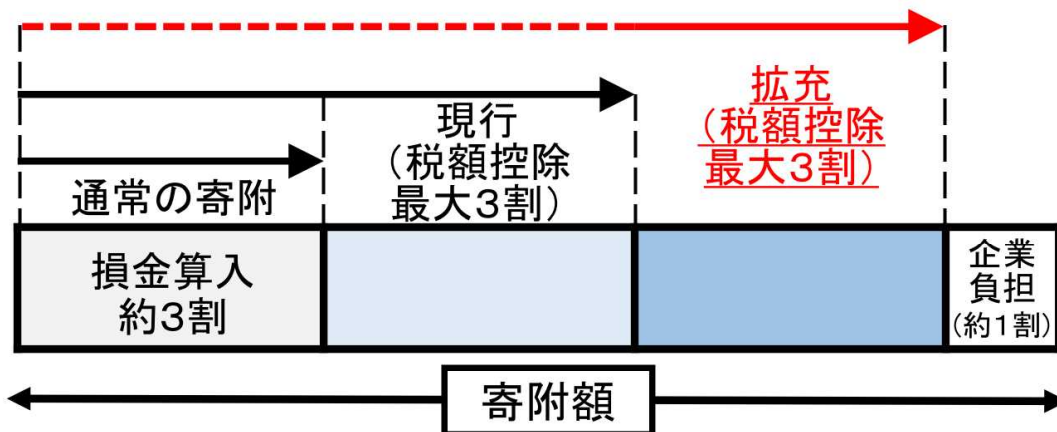
- 制度創設後において、通常の損金算入による軽減効果（約 3 割）に加え税額控除（約 6 割）まで負担軽減が拡大

⇒ 税負担の軽減効果が3 倍に

- 制度が活用しやすい

⇒ 寄附額の下限は 10 万円と少額の寄附にも対応

【税額控除割合の引上げ(イメージ)】



例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減

※通常の制度

- 寄附額の約 3 割（約 300 万円）の税の軽減効果まで

○寄附する企業のメリットなど

(1) 税制上の優遇措置の拡大

地方公共団体が行う地方創生のプロジェクト（事業）に対して企業が寄附した場合、現行の損金算入措置に加えて、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置が新たに創設されました。

企業による地方への寄附を応援するために、企業の寄附を行いやすくするために税負担軽減を拡大するものです。

【税目ごとの特例措置の内容】

- ① 法人住民税
寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ② 法人税
法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、その残額を控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③ 法人事業税
寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

【対象となる寄附の主な要件】

- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・寄附を行う企業に対し寄附の代償として経済的利益を与えるものであってはならない

- ・寄附額の一部を補助金として供与すること
- ・入札や許認可で便宜を図ること
- ・有利な利率で融資すること

(2) 寄附を通じた社会貢献活動

- ・非営利で公共性の高い地方公共団体が取り組む事業に寄附することで、環境問題へ

の配慮、地域社会への貢献など、社会貢献活動に寄与することができます。

- ・地方における雇用の創出、人材育成など、地方創生に取り組む地方公共団体のプロジェクト（事業）の支援を通じて、企業のイメージアップにもつながります。

（3）企業が支援したい地方の取組（事業）を選択可能

- ・寄附にあたっては、本社が所在する地方公共団体への寄附を除き、これまで企業のゆかりのある地方や企業として支援をしたい地方公共団体のプロジェクト（事業）を選択することが可能であり、地方公共団体の地方創生の取組（事業）に貢献することができます。

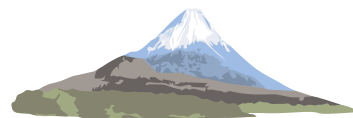
例)

○企業発祥、ゆかりの地へ



- ・創業者の出身地へ
- ・起業の地へ

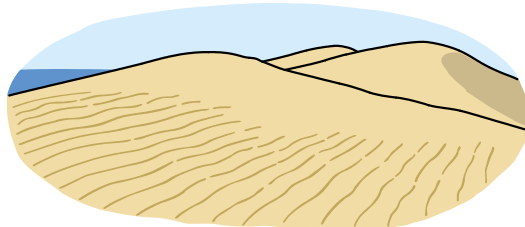
○関連会社等が存在する地へ



- ・多くの従業員が従事している地へ
- ・主力となる生産活動の拠点がある地へ

○地域資源の供給地へ

- ・限りある資源の供給地へ（水、農林水産物 等）



○地方応援税制の手続きについて

民間企業の皆様が地方創生応援税制を活用して寄附を行う場合、以下の手続きとなります。

- ① 地方公共団体における事業の企画立案
地方公共団体が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を企画立案（必要に応じて企業から意見を聞いてプロジェクトを磨き上げ）。
- ② 地域再生計画の作成・認定申請
地方公共団体が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請します。
※令和 2 年度～令和 6 年度の本県における企業版ふるさと納税を活用する地域再生計画は令和 2 年 3 月 31 日付けで内閣府認定済みです。
- ③ 企業における寄附の検討・自治体への寄附申出
地方公共団体から寄附の依頼を受けた企業が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を検討し、自治体へ寄附を申し出ます。
- ④ 寄附の払込み
企業が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附の払込みを行います。
- ⑤ 事業費の範囲内で寄附の受け入れ、寄附受領証の交付
「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」への寄附を受けた地方公共団体が、寄附を行った企業に対して領収書を交付します。
- ⑥ 税の申告手続き
企業が、⑤の領収書に基づき、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告し、税制上の優遇措置を受けます。

<地方創生応援税制のフロー図>

